

謹賀新年



Contents

新年のご挨拶	2	資格喪失の際は、保険証又は	
「マイナ保険証」への移行について	3	資格確認書を返却しましょう	6
組合独自の給付が受けられます	4	PICK UP	7
令和6年度法令遵守(コンプライアンス)		交通事故等の第三者行為被害にあったら、	
担当責任者研修会を開催	6	必ず宮建国保に連絡をください	7
組合員資格の確認調査	6	支部からのお便り	8
毎年、必ず、確定申告をしましょう	6		

「蔵王 御釜の雪景色」 写真提供：T.S

ホームページはこちらで検索

宮建国保



組合員と家族のいのちと健康 そして暮らしを守る
宮城県建設業国民健康保険組合



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご家族共々健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、国保組合の事業運営に対しまして、常日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、大規模な自然災害が頻発し、正月元日に能登半島地震、8月8日に日向灘地震、8月の末には台風10号による風水害、さらに9月下旬にも能登半島豪雨による水害が発生し、大きな被害が生じました。一日も早く平穏な日常が戻ってきますようお願いしております。

組合の財政状況につきましては、皆様の多大なるご理解とご協力により、法定積立金などの各種積立金を確保し、安定的な運営が行えております。令和5年度決算においても、おかげさまで、実質的には約1億1千万円の黒字となりました。令和4年度の課税標準額調査の結果に基づき補助金が減額されても、組合の事業が左右されぬよう、先を見据えた取組みの強化に努めて参ります。

組合員数につきましても、社保未加入の厳格化、大震災関連建設需要の終了、組合員の高齢化など様々な要因が重なり、減少に歯止めがかからない状況が続いておりましたが、令和3年度からの子育て世帯に重点を置いた保険料の引下げや昨年1月からの産前産後期間の保険料軽減措置の実施により、次第に減少幅が縮小してきております。

また、昨年12月2日から、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードに一体化した「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。今後、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の交付等を着実にやっていくとともに、来年度も、特定健診、特定保健指導の受診勧奨や人間ドックなどへの助成を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知、レセプト点検の強化等も継続して参ります。

国保組合を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、今後も県連及び各単組の方々のお力添えをいただきながら、一步一步着実に各種事業のサービス向上に取り組んでいく所存です。

皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



令和7年 元旦
宮城県建設業国民健康保険組合
理事長 **大 滝 吉 則**

「マイナ保険証」への移行について

令和6年12月2日から、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されました。
 なお、移行前に発行された保険証は、有効期限まで使用できます。

変更点及び留意事項

Point 1

新たに新規加入、家族取得、住所等変更、保険証紛失等が生じた場合は、従来の保険証を交付することができなくなります。交付対象者の「マイナ保険証」の利用登録状況により下図のとおり異なるものが交付されます。

また、令和7年10月1日（既に発行された保険証の有効期限後）の更新時も下図のとおり交付されます。

Point 2

「資格情報のお知らせ」だけを保険医療機関等に提示しても保険診療を受けられません。「マイナ保険証」が必要です。

「資格確認書」は、これだけを提示すれば、従来の保険証と同様に保険診療を受けられます。

Point 3

70歳以上に交付している「高齢受給者証」は、令和6年12月2日から新たな発行はしないことになり、「マイナ保険証」又は「資格確認書」と一体化されます。

Point 4

「マイナ保険証」として利用登録したものを、解除することが可能となりました。加入している宮建国保の所属支部に申し出て手続きをしてください。

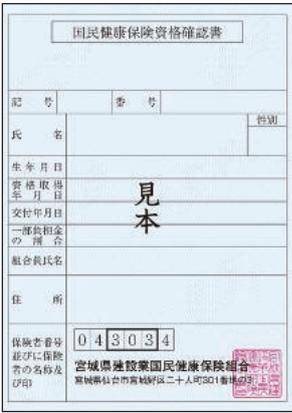
○解除予定日は、本部受付日の翌月末日（予定）です。

○利用登録が解除された後でも、再度の利用登録は可能です。



(A4 サイズ)

マイナンバーカードを持っていない



(ハガキサイズ)

マイナンバーカードを持っている



利用登録をしている方



利用登録をしていない方



有効期限が切れるまでは、宮建国保の保険証を捨てないようにご注意ください。

組合独自の給付が受けられます

当組合では、法定給付の他に加入者の生活の一助となるよう、次の給付を支給しています。

傷病手当金

組合員が病気やケガ等で仕事ができないときに支給されます。

支給要件	組合員が保険診療を受けて、医師が4日以上の上の労務不能（事業又は業務に従事することができない。）と認めた場合で、認められた初日から起算して2年間で70日限度。
支給額	法人事業主・第1種組合員 5,000円 第2種組合員 4,000円 第3種組合員 4,000円
必要書類	傷病手当金支給申請書（様式17号） ダウンロードはこちら 
留意事項	①支給対象外となるものの事例 ・仕事上のケガ ・交通事故によるケガ ・けんか等によるケガ ・自分でわざとした行為や犯罪によるケガ ②ケガ等の場合は、申請書表面の「負傷の原因」欄に原因を詳しく記入してください。

出産手当金

女子の組合員が出産のため仕事ができないときに支給されます。

支給要件	女子の組合員が出産のため、医師が労務不能（事業又は業務に従事することができない。）と認めた日数で、産前20日、産後40日以内（分娩日は産前とする。）を限度。
支給額	法人事業主・第1種組合員 5,000円 第2種組合員 4,000円 第3種組合員 3,500円
必要書類	出産手当金支給申請書（様式17-2号） ダウンロードはこちら 
留意事項	①家族の出産は対象外です。 ②出産手当金が支給される場合、その期間、傷病手当金は支給されません。

検診費補助金

被保険者が市町村で実施している各種がん検診等を受けたときに支給されます。

支給要件	市町村が実施している各種がん検診等で、1申請（1世帯受診費用合計）2,000円以上を対象。
支給額	自己負担額の5割
必要書類	①検診費補助金支給申請書（様式18号） ダウンロードはこちら  ②領収証（原本）
留意事項	①領収証は、受診者名及び検診種別等が記載されたものに限りま。記載がない場合は明細書（写し）が必要です。 ②1世帯分まとめたの申請が可能です。（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種費用を合算し、2,000円以上になれば助成対象） ③個別に医療機関等で受診された検査・検診は助成対象外です。 ④特定健診の中の詳細項目（貧血・心電図・眼底・クレアチニン検査）は、検診費の助成対象外です。（医師の指示により受けた詳細項目は特定健診の助成対象で、医師の指示がない場合は自費です。）

人間ドック等助成金

被保険者が人間ドック・脳ドック・健康診断・アスベスト検診を受けたときに支給されます。

支給額	費用の5割、23,000円を限度 ※脳ドックで前年度に助成を受けている場合は2.5割、23,000円を限度。
必要書類	①人間ドック等助成金支給申請書（様式19号） ダウンロードはこちら ②領収証（原本） 
留意事項	①領収証は、受診者名及び検診種別等が記載されたものに限ります。記載がない場合は明細書（写し）が必要です。 ②領収証の宛名は受診者個人名であること。※会社名、会社名+個人名は不可です。 ③人間ドックは、特定健診分を除いた費用を対象とします。 ④支部の団体会受診した場合は、助成額を差引いて自己負担されていますので、既に助成済です。重複での助成は出来ません。

予防接種助成金

被保険者がインフルエンザ予防接種・新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたときに支給されます。

支給額	費用の5割
必要書類	①インフルエンザ予防接種助成金支給申請書（様式25号）又は 新型コロナウイルス感染症予防接種助成金支給申請書（様式25-2号） ダウンロードはこちら （インフルエンザ）  （新型コロナ）  ②領収証（原本） ③接種済証 又は 明細書の写し、 子供の場合は母子手帳の写し
留意事項	①1世帯分まとめた申請が可能です。（受診費用を合算し、2,000円以上になれば助成の対象） ②領収証（原本） ※医療機関名・費用額・接種者名・「インフルエンザ予防接種」又は「新型コロナウイルス感染症予防接種」と記載のあるもの。記載がない場合は、他に予防接種済証が必要です。（明細書の写し、又は、子供の場合は母子手帳の写しでも可） ③領収証の宛名は受診者個人名であること。※会社名、会社名+個人名は不可。

インフルエンザ予防接種

+

新型コロナウイルス感染症
予防接種

+

検診費

合算可能

自己負担額の5割を助成
1申請1世帯合計2,000円以上が対象

※それぞれが2,000円以上の場合、申請は別々にお願いします。

令和6年度法令遵守（コンプライアンス）担当責任者研修会を開催

令和6年9月19日（木）、宮建国保会館において各支部の法令遵守担当責任者（23名出席）を対象に、法令遵守マニュアルについての研修が行われました。

組合員資格の確認調査

昨年10月から実施している組合員資格の確認調査につきましては、対象の組合員の皆様にご協力いただきありがとうございました。

ご提出いただきました「調査票」及び「確認書類」を審査し、書類の不備がある方については、所属支部を通じて再提出のお願いをしています。

また、「調査票」未提出の方につきましても提出のお願いを継続中です。この調査は、国から実施を求められているもので、資格があることを定期的に再確認する大事な調査になりますのでご協力をお願いいたします。

～組合員種別・形態等変更届（様式7号）の提出をお願いします～

今回の調査により、種別や形態等に変更がある方は、「組合員種別・形態等変更届」の提出が必要です。所属支部を通じてご提出いただきますようお願いいたします。

種別変更の例：個人事業所の従業員（第2種・第3種）⇒一人親方・個人事業主（第1種）

形態変更の例：一人親方（第1種）⇒個人事業主（第1種）

毎年、必ず、確定申告をしましょう ～確定申告の控えは大切に保管すること～

※1年間で所得が無い場合でも、必ず確定申告をお願いします。

確定申告をしないと、高額療養費の自己負担限度額や70歳以上の負担割合（2割又は3割）に関する正しい所得区分が判定されなくなりますので、必ず確定申告をしましょう。

確定申告書は公的な証明書類です。
控えを建設業に係る証明書類として使用できるため、申告書の「職業」欄に「建設業の業種」を必ず記入してください。

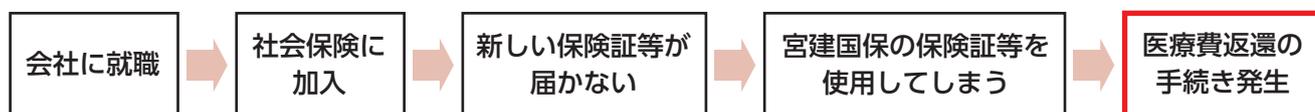


資格喪失の際は、保険証又は資格確認書を返却しましょう

宮建国保の資格を喪失してから、医療機関で宮建国保の保険証又は資格確認書を使用した場合は、**医療費7割（又は8割）等を宮建国保へ返還**していただくことになります。



たとえばこんなケースが考えられます。



PICK UP

- 事業所を法人化するとき
- 法人事業所で協会けんぽに移行するとき

まずは所属支部にご相談ください！



支部の連絡先はこちら▶



所属支部で、適用除外(※)の手続きをする。

(※)「健康保険被保険者適用除外承認申請」のこと。

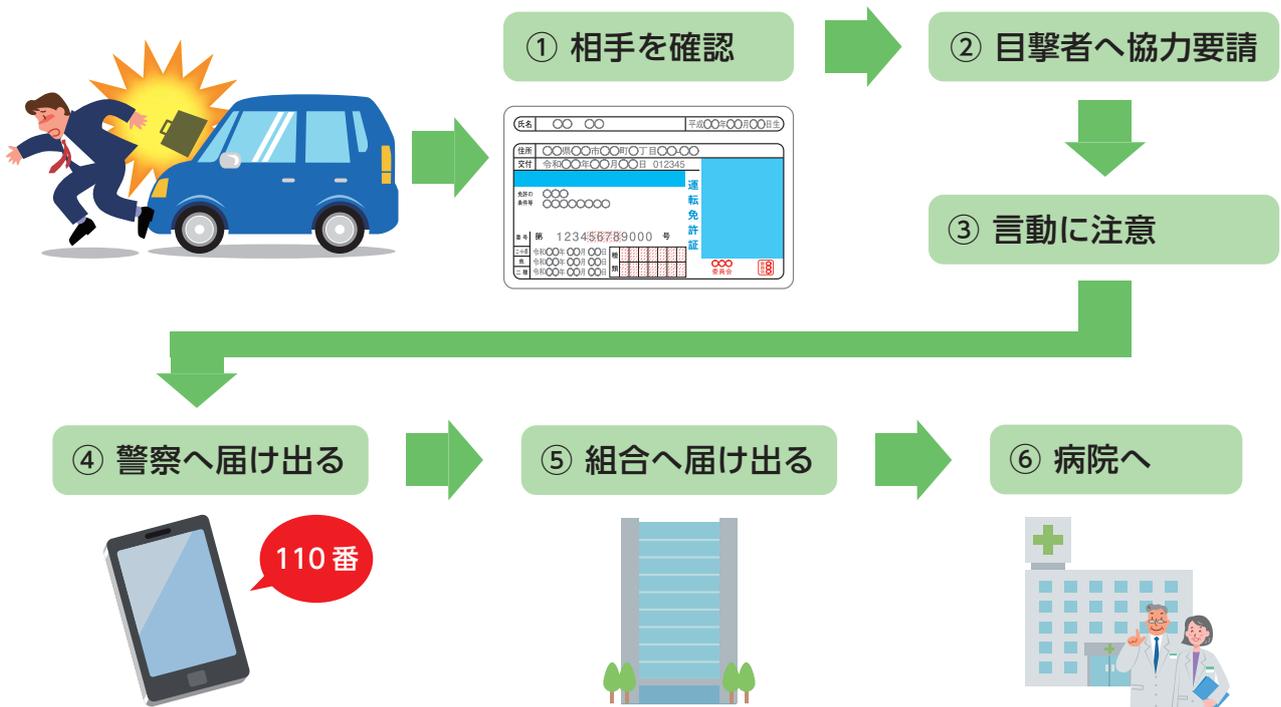
適用除外の承認を受けて加入している宮建国保(建設国保)は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません。

交通事故等の第三者行為被害にあったら、必ず宮建国保に連絡をください

交通事故等、第三者の加害行為によるケガ等の治療費用は、本来、加害者が負担すべきものです。ただし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれなかった場合等は、宮建国保に届出をすることで、一時的に宮建国保の保険給付を受けることができます。

第三者行為によるケガ等で保険証等を使用する場合、届出に必要な書類を送付しますので、必ず宮建国保へ連絡をしましょう。

詳しくはこちら▶



支部からののお便り

Letter

40

大崎支部

大崎建設職組合は平成26年4月1日に古川建設業組合、田尻建設職組合、加美郡建築連絡協議会及び宮城県建設業国民健康保険組合3支部が組合員の福祉向上を図る目的から合併致しました。

この10年間、「大崎建設職組合」になってから感じた「合併して良かった、組合員で良かった」ことをご紹介します。

今年は合併10周年に当たり各種記念事業を実施してまいりました。初夏の6月には家族参加の美味しいさくらんぼ狩り、10月には福島への1泊研修旅行、11月には健康増進を目的にした親善スポーツパークゴルフ大会など様々な親睦を図るための事業が計画され、実施されてきました。30数名の旧田尻建設職組合ではできなかった事業が実施できるのも、350名の組合員がいることよっての活力だと実感しています。



奉仕活動にも力を入れていて、青年部は毎年JR古川駅周辺の環境美化活動を行っています。10月26日には第18回大崎福祉夢まつりに組合として初参加し、テント2張りの手作りアートコーナーを設けたところ、約160名を超える障がい者の方々やお子さん連れの家族の方々に来ていただき、大盛況で一緒に楽しい工作時間を過ごしました。

さらに、組合では組合員はもちろん、家族の方々を含めた健康増進にも取り組み、集団健診事業や成人病予防のための健康教室などにも取り組んでいます。

これらのことが年間を通してスムーズに行えるのは役員各位の情熱と事務局の忙しさをいとわないフットワークの良さなどに恵まれているとともに、大崎建設職組合の全組合員の協力の賜物だと感謝しています。



令和7年版「健康づくりカレンダー」を送付いたしました

宮建国保では、被保険者の皆様の健康管理と健康づくりのお役に立てるよう、毎年「健康カレンダー」を作成しています。令和7年版は12月に組合員の皆様に送付させていただきました。誰でも簡単にできる体操を多数掲載していますので、是非活用ください。

宮建国保ホームページをリニューアルいたしました



既にご利用いただいている方も多いかと思いますが、令和6年8月30日に当組合のホームページを全面的にリニューアルいたしました！

当組合のホームページでは、宮建国保のご案内、保険料、給付金、各種届出・申請書ダウンロード等さまざまな情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

引き続き利用される皆様にとって使いやすいホームページとなるよう、内容の充実に向けて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮城県建設業国民健康保険組合



〒983-0862 仙台市宮城野区二十人町 301 番地の 3 電話 022-792-7051 FAX 022-792-7052
URL <http://www.miyaken-kokuho.com/> 印刷 株式会社阿部紙工